関係法令抜粋

〇建築士法(抜粋)

(懲戒)

- 第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。
- この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若 しくは条例の規定に違反したとき。
- 二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。 (以下、略)

(監督処分)

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該 当する場合においては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならな い。

(以下、略)

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

(以下、略)

四 管理建築士が第十条第一項の規定による処分を受けたとき。

(以下、略)